

写

定期監査結果報告事項に対して講じた措置については、令和6年7月17日付平企財収第24号により小平市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年8月1日

小平市監査委員 岡村 健司

小平市監査委員 虻川 浩

定期監査結果報告事項に対して講じた措置について(回答)

令和6年4月25日付平監発第6号で小平市監査委員より報告のあった定期監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

記

【指摘事項】

1 支出事務について

- (1) 小平市議会事務局処務規程及び小平市事案決裁規程に定める決裁権者の決裁がされていないもの (議会事務局)

《措置等》

令和5年度については、監査事務局から書類が返却され次第、速やかに決裁を受け、正しい処理を行った。所属職員に対しては、小平市議会事務局処務規程及び小平市事案決裁規程の決裁区分にかかわる規定について、あらためて周知及び徹底を行った。今後、金額の大きなものについては、単に前例を確認するだけでなく小平市議会事務局処務規程及び小平市事案決裁規程を確認した上で処理を行うこととする。

- (2) 時間外勤務の申請及び命令が漏れているもの (財政課)

《措置等》

時間外勤務を実施する場合は、都度、出退勤システムへの入力を行い、漏れることのないよう職員自身による入力状況の確認を徹底する。また、日々の朝礼等の機会を活用し、課長や庶務担当者より職員へ声かけを行い、出退勤システムへの入力を徹底する。
なお、漏れのあった時間外勤務の申請等については、遡って申請・決裁を行った。